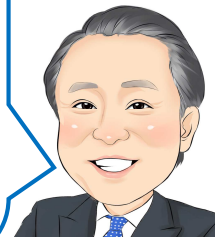


こんにちは！所長の森田です。
今回は**相続税のしくみ**についてのご紹介です。
相続税を納める必要のある人は、10年前は20人に1人でした。
今日では平成27年の基礎控除引下げなどで、10人に1人が申告対象となっており、課税の裾野が広がっています。
相続税額の計算方法もご紹介しますのでご確認ください。



相続とは？

相続とは、亡くなった人の財産や権利・義務を残された家族等が引き継ぐことです。
亡くなった人を「被相続人」、財産などを引き継ぐ人を「相続人」といいます。

相続税の申告が必要な人とは

相続財産の合計額（マイナスの財産がある場合は差し引きます）から葬儀費用などを差し引いた金額が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告が必要です。

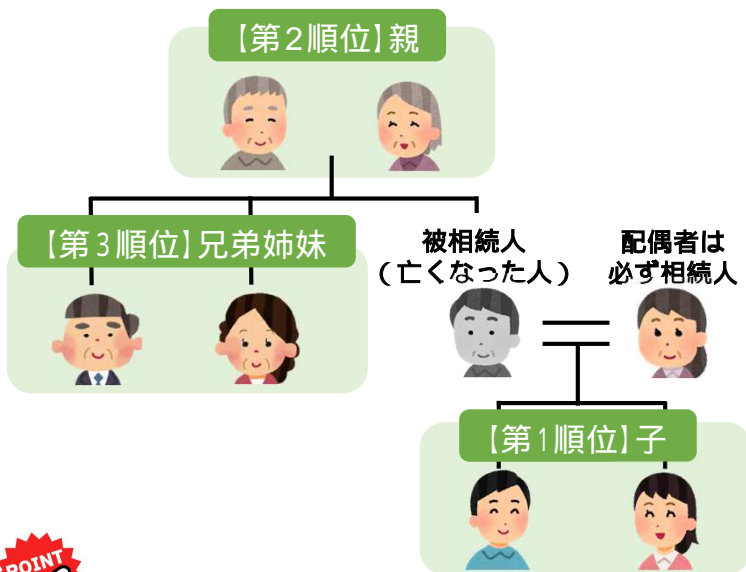
$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

◆法定相続人は民法で「**範囲**」と「**順位**」が決められています。

<法定相続人が配偶者・子2人の場合の基礎控除額>

$$3,000\text{万円} + (\text{配偶者 } 600\text{万円} + \text{子 } 600\text{万円} + \text{子 } 600\text{万円}) = 4,800\text{万円}$$

法定相続人とは



相続財産とは

プラスの財産	マイナスの財産
現金・預貯金 小切手・貸付金など	借金 銀行や人からの借入金
有価証券 国債・株式など	
不動産（土地・建物） 農地・店・貸地など	
動産 車・貴金属・骨董品など	その他 未払の医療費などの債務
その他 ゴルフ会員権・賃借権など	



- ・配偶者は、必ず相続人となります。
- ・相続財産（遺産）には、日本国外の財産やマイナスの財産も含まれます。
- ・相続手続きは、相続放棄や相続税申告など期限が定められているものがあります。
 - ◆相続放棄 相続の開始があったことを知ってから**3か月以内**
 - ◆相続税申告 ... 相続の開始があったことを知ってから**10か月以内**

相続税はいくらになる？

○遺産額 1 億円を配偶者・子 2 人で法定相続分通りに相続した場合

◆法定相続分は、相続人の構成により変動します。

上記の場合、法定相続分は配偶者 1/2、子 1/4 ずつとなります。

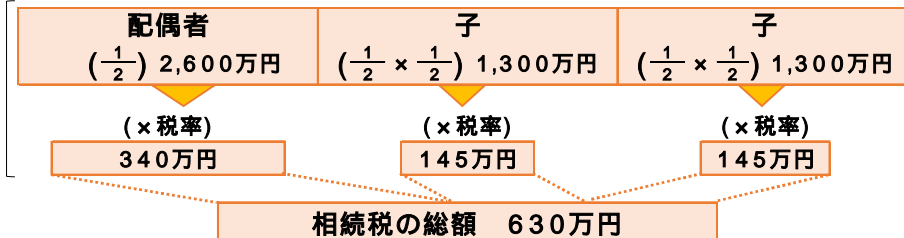


(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)
 $1 \text{ 億円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3) = 5,200 \text{ 万円}$

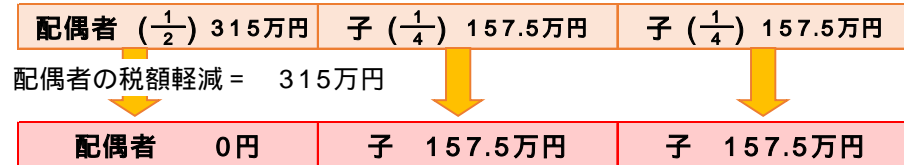
○相続税の速算表

課税遺産総額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

課税遺産総額を法定相続分であん分



相続税の総額を実際の相続割合であん分



実際に納付する金額

配偶者は 1 億 6 千万円まで相続税の税額軽減が受けられるため、上図 の実際に納付する金額は、相続人それぞれの相続割合によって変わります。

	配偶者	子	子	合計
法定相続通り	0 円	157.5 万円	157.5 万円	315 万円
配偶者が全額相続	0 円	0 円	0 円	0 円
子が全額相続	0 円	315 万円	315 万円	630 万円



配偶者の税額軽減（配偶者控除）

配偶者の税額軽減とは、亡くなった方の配偶者（夫または妻）が遺産を相続した場合に、一定額までが非課税とされ、相続税の負担が大幅に軽減される制度です。配偶者の相続する割合が「1 億 6 千万円」または「法定相続分」までであれば、相続税はかかりません。



相続には「遺産分割協議による相続」と「遺言相続」があり、遺言がある場合は原則としてその内容が優先されます。森田会計では、相続税の試算を行っております。遺言と相続の無料セミナーや無料相談も毎月開催しております。ぜひお気軽に担当者までご連絡ください！